

平成 20 年 5 月 30 日

各 位

静岡県信用漁業協同組合連合会

振り込め詐欺被害者救済法について

- 振り込め詐欺被害者救済法(正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」)が平成 19 年 12 月 21 日に公布されました。公布から 6 ヶ月後の平成 20 年 6 月 21 日に施行となり、今後被害者への資金返還の具体的な手続等が定められます。
- 本法は、被害者救済の観点から、被害者を短期間に確定し、現在、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の返還について手続等を定めた法律です。
- あくまで、被害者が振り込んだ資金の全部または一部が金融機関に残っている場合の返還手続を定めたものですので、振り込め詐欺の被害自体を補償するものではなく、本法により振り込め詐欺のすべての被害者に、振り込んだ資金の全部もしくは一部が返還されるわけではありません。
- 振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当信漁連の口座に振り込まれた方は、下記の連絡先までご連絡ください。

JFマリンバンク 静岡信漁連 振り込め詐欺資金返還照会担当

電話番号： 054-273-4415

受付時間： 月曜日～金曜日(除く祝日、振替休日、12/31、1/2、3)

AM9:00～PM5:00

平成 20 年 6 月 1 日より

※ 被害資金の返還は、本法が施行される平成 20 年 6 月以降となります。被害者からの照会は、施行に先立ちお受けさせていただきますが、その際にご連絡先を承り、実際に資金返還の手続を行うにあたってあらためてご連絡を差し上げる取扱いとなります。ご承知おきください。